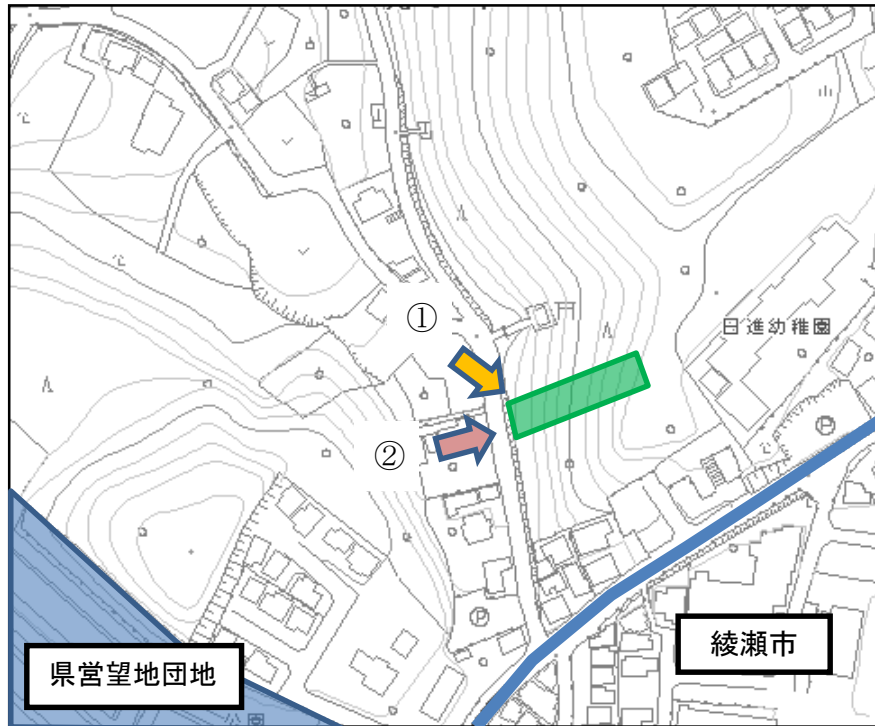


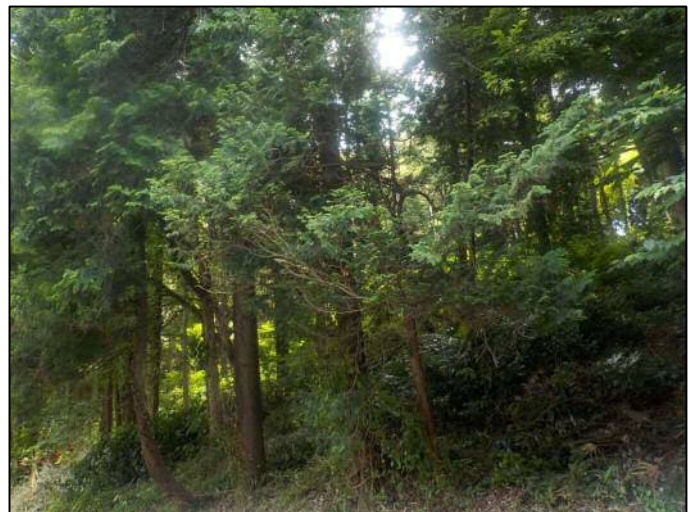
自然緑地保全区域 新規指定


諮問事項 1

指定番号	申請所在地番	地積(m ²)	主要樹木	用途地域等
(161)	柏ヶ谷字瀧ノ本 253-3	938	ヒノキ・ムク	第一種住居地域 (土地区画整理促進区域)



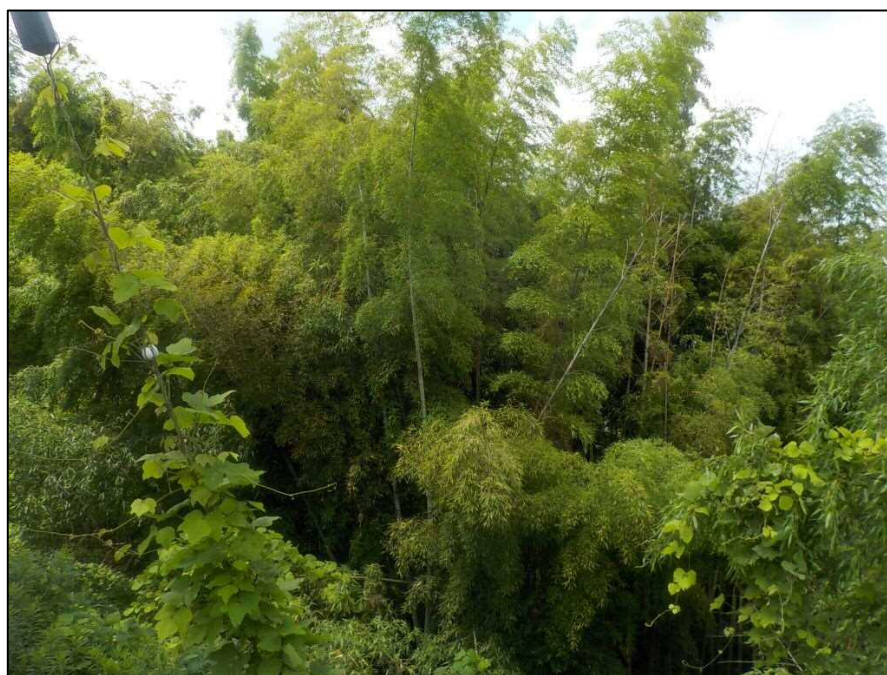
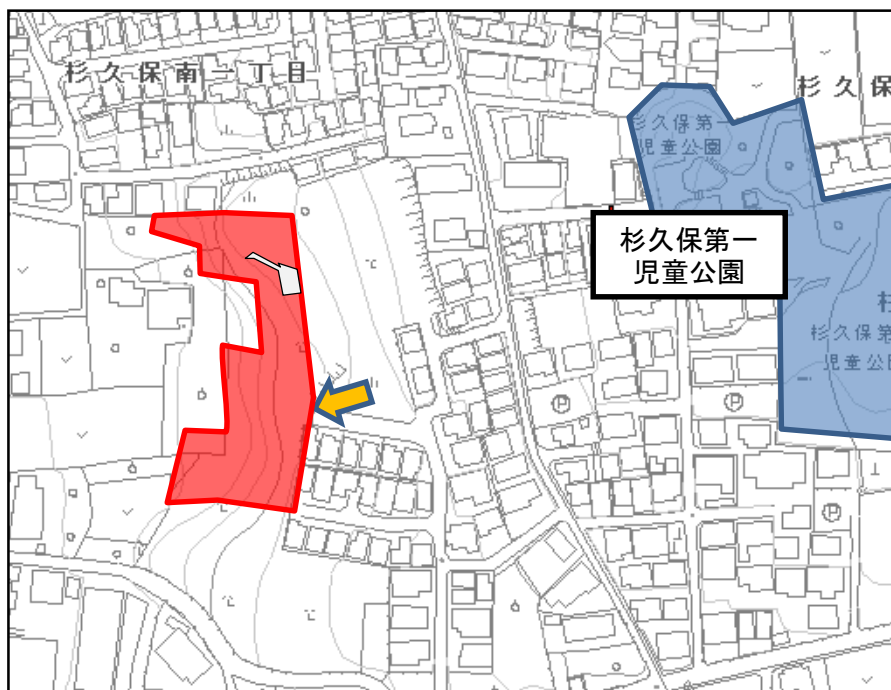
現地写真① 地図の  の位置です



現地写真② 地図の  の位置です

自然緑地保全区域 指定解除 (全部)

指定番号	申請所在地番	地積(m ²)	主要樹木	用途地域等
56	杉久保南一丁目 1023-1 ほか	3208.491	竹	第一種住居地域
解除理由：土地利用のため (今後宅地造成を予定)				

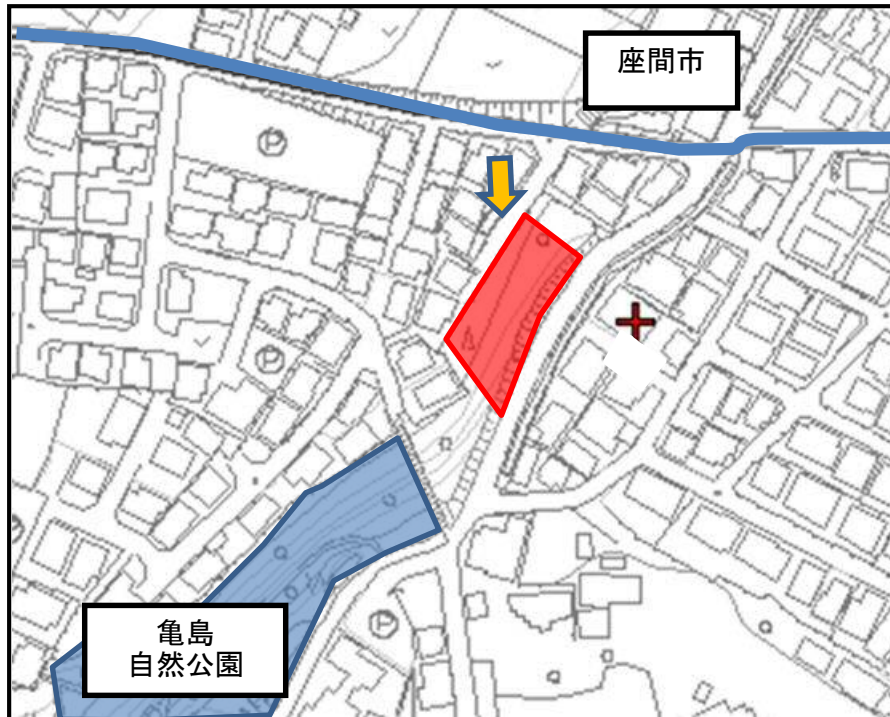


現地写真 地図の  の位置です

自然緑地保全区域 指定解除 (全部)

諮問事項 3

指定番号	申請所在地番	地積(m ²)	主要樹木	用途地域等
147	上今泉六丁目 133-4ほか	524.81	シラカシ	第一種低層住居 専用地域
解除理由：土地利用のため (今後宅地造成を予定)				



現地写真 地図の  の位置です

平成29年 6 月 2 9 日

海老名市環境審議会
会 長 木 下 雅 實 殿

家庭系ごみ専門部会
部会長 山 谷 修 作

粗大ごみ規格の改正について（報告）

平成29年 5 月 31日付け海環発第 4 号をもって諮問のありました標記の件について、平成29年 5 月 31日開催の海老名市環境審議会家庭系ごみ専門部会で審議いたしましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 審議内容

- ・粗大ごみの規格を「一辺の長さ50cm以上3m未満」に改正するもの
- ・粗大ごみの規格改正に伴い500円、200円の区分を新設するもの
- ・改正時期を平成29年12月1日施行としたいもの

2 審議結果

- ・原案どおり異議なし

3 付帯意見

- ・市民への周知を徹底願いたい

粗大ごみ基準の改正について【諮問】

諮問要旨

1 粗大ごみ基準を「一辺の長さ50cm以上3m未満」に変更する

「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則」を改正

改正前

重量が30kgを超える物
縦、横及び高さの合計が2mを超え



改正後

一辺の長さが50cm以上3m未満の物

2 粗大ごみ手数料区分を新設する

「海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」を改正

改正前

1点につき
戸別収集 700円

1点につき
持ち込み 300円



改正後

1点につき
戸別収集 (1m以上3m未満) 700円
(50cm以上1m未満) 500円

1点につき
持ち込み (1m以上3m未満) 300円
(50cm以上1m未満) 200円

3 改正時期を平成29年12月1日とする

理由

粗大ごみとして出された不燃物の処理をしている資源化センターでは、平成29年12月中に大規模改修工事の着工を予定しており、粗大ごみ基準改定に伴う駆け込み需要が推測されることから、工事に支障をきたすことがないように工事着手前の12月1日の施行としたい。

環境審議会と海老名環境マネジメントシステムの関わりについて

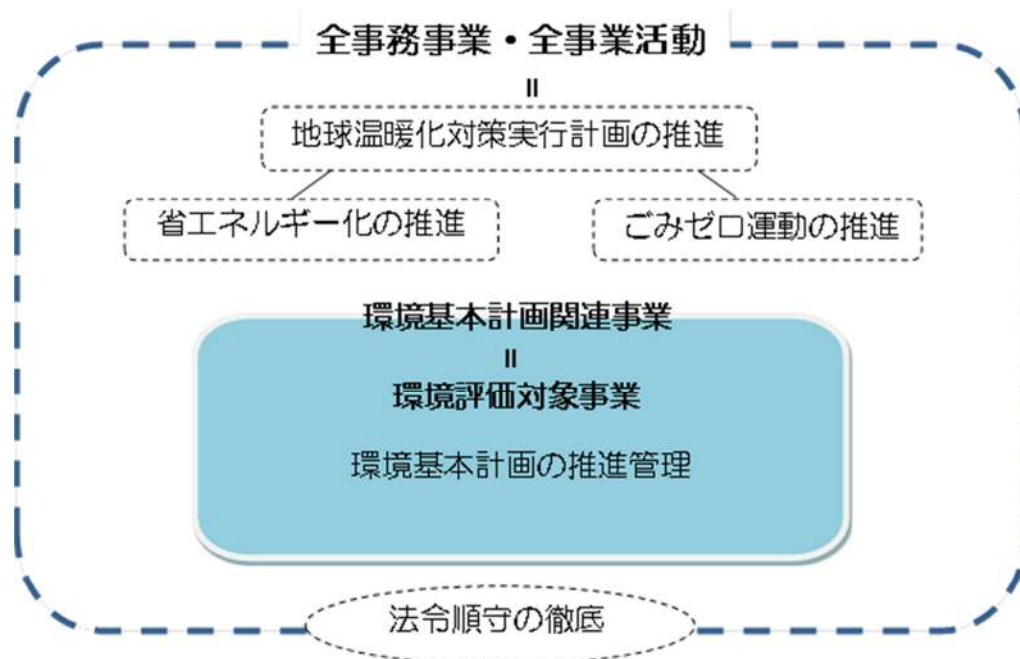
1 IS014001 から海老名環境マネジメントシステムへ

海老名市では平成13年度より環境に関する国際規格であるISO14001の認証による様々な環境への取組みを推進してきましたが、平成29年4月1日より、ISO14001の認証に依らない独自の環境マネジメントシステムへ移行しました。

環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の進行管理並びに環境法令の順守といった市の事務事業の進行と一体的に取り組むシステムによる、効率的かつ効果的な環境配慮を推進しています。

2 環境審議会の関わり

全ての事務事業・事業活動のうち、特に環境への影響が大きく、環境基本計画に関連する事業を環境評価対象事業と定め、調書に基づく環境配慮の進行管理を実施しています。評価にあたっては専門性が高いことから専門部会にて外部環境評価を実施し、結果を環境審議会に報告したいと考えております。



3 専門部会の構成員（案）

部会長	大橋 成太郎	環境法令に知見のある方
委員	伊藤 征生	市民公募（環境法令に知見のある方）

※特別委員1名を選定予定。

4 今後のスケジュール（予定）

平成29年度	平成30年度			
10月	4月	5月	6月	7月
専門部会にて具体的な評価方法を協議	担当部課環境評価	内部環境評価	外部環境評価	審議会報告